

調査結果報告書

1.建物名称	川棚大崎温泉 しおさいの湯			
2.所在地	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷272			
3.建物概要	A.構造種別	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造及び木造	B.階数	地上1階 地下1階
	C.延床面積	1,908.07㎡	D.建物用途	共同浴場
4.建設年月日	平成16年			
5.主な更新・改修履歴	令和4年	空調機器更新工事		
	平成29年	シロアリ被害箇所改修工事		
	平成29年	温泉源水中ポンプ改修工事		
	平成28年	照明器具取替工事		

点検調査結果の所見

建物が完成して20年近く経つため、外壁等にエフロレンスや汚れが見受けられる

特に男女大浴場・プールの外壁が酷く、塗装の劣化にもつながっている

ドローンによる屋根の状態確認を行ったところ、大きな劣化は見受けられなかった

敷地は海に向かってなだらかな斜面となっている

平坦地部分で一部沈下による少しの段差や割れが見受けられた

木造離れの家族風呂棟やバルコニーや外階段の木手摺にシロアリ被害が見られた

また、非常用照明は全て不点灯、無窓居室の換気扇の不動もあった

内部仕上については概ね良好であったが、大浴場・プールについては、温泉の影響もあると

思われるが、排水側溝の防水フクレ、サッシュの劣化があった

電気設備・給排水設備・空調換気設備は物理的な著しい劣化はなかったが、建てられて

20年という事で更新時期と判断出来るものが出てきている

調査結果表 (しおさいの湯)

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名 平松 晃一	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号	
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○			
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○			
(3)		敷地内の通路の確保の状況	○			
(4)	敷地内の通路	有効幅員の確保の状況	○			
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○			
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	/			
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	/			
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	○			
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	○			
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○			
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(3)		土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	○		
(4)			土台の劣化及び損傷の状況	○		
(5)	外壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	/			
(6)		躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/		
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/		
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/		
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	/		
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	/		
(13)			金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	/		
(14)			コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	/		
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況		○	
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○		
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○		
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		
3		屋上及び屋根				
(1)		屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		
(2)		屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		
(4)	金属笠木の劣化及び損傷の状況		/			
(5)	排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況		○			
(6)	屋根 (屋上面を除く。)		屋根の防火対策の状況	○		
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○			
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○			
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			
4	建築物の内部					
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	/			
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	/			
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	/			
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	/			
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	/			
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/			
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/			
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/			
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁等に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	/		
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	/		
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	/		
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	/		

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	/					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	/					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(20)			準耐火性能等の確保の状況	/					
(21)			耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	/				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	/					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(24)		室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	/					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	/					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	/					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号に規定する基準への適合の状況	/					
(29)			防火扉又は戸の開放方向	/					
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	/					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	/					
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	/					
(33)			常閉防火扉等の固定の状況	/					
(34)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○				
(36)			警報設備	警報設備の設置の状況	/				
(37)				警報設備の劣化及び損傷の状況	/				
(38)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○			
(39)					採光の妨げとなる物品の放置の状況	○			
(40)	換気のための開口部の面積の確保の状況	○							
(41)	換気設備の設置の状況	○							
(42)	換気設備の作動の状況	○							
(43)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	○							
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	/					
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況	/					
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	/					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	/					
5 避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○					
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○					
(3)			物品の放置の状況	○					
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○					
(5)			物品の放置の状況	○					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	/					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	/					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	/					
(9)			物品の放置の状況	/					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	/					
(11)			階段		直通階段の設置の状況	/			
(12)					幅員の確保の状況	/			
(13)	手すりの設置の状況	/							
(14)	物品の放置の状況	/							
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況	/							
(16)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の確保の状況	/					
(17)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	/					
(18)			開放性の確保の状況	/					
(19)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	/					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況	/					
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	/					
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	/					
(23)			物品の放置の状況	/					
(24)			防煙区画の設置の状況	○					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況	/					
(27)	排煙設備等	排煙設備	排煙設備の設置の状況	○					
(28)			排煙設備の作動の状況	○					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	○					

しおさいの湯施設点検結果報告書 ②電気設備

調査結果報告書

劣化判定 A:劣化小(健全な状態又は特に修繕は必要としない不具合の規模)、B:劣化中(対象建築部位の部分的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模)、C:劣化大(対象建築部位の全面的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模)

経年判定 A:更新周期にはまだ余裕がある、B:更新周期には至っていない、C:更新周期を超えている

(劣化判定・経年判定のランク分けは、「東京都財務局 劣化状況等調査の手引き」による。)

物理的劣化とは、コンクリートや鉄などの材料が、経年と共に劣化していく症状です。

機能的劣化とは、エレベーターなどの機器が最新のものになると新しい機能が付きませんが、元あるものは機能的劣化となります。

社会的劣化とは、ニーズの要望の変化をいいます。

棟	区分	部 位	物理的劣化	機能的劣化	社会的劣化	経年判定	所見
し お さ い の 湯	電 気 設 備	受変電設備	A	A	A	A	
		幹線設備	B	A	A	A	
		電灯コンセント設備	B	A	A	C	LED照明への更新が必要
		電話設備	A	B	B	C	更新周期を過ぎている
		構内情報通信網設備	A	B	B	C	更新周期を過ぎている
		インターホン設備	A	B	A	C	更新周期を過ぎている
		誘導支援設備	A	B	A	C	更新周期を過ぎている
		テレビ共同受信設備	B	A	A	C	更新周期を過ぎている
		非常放送設備	A	B	A	C	更新周期を過ぎている
		ITV設備	A	B	B	C	更新周期を過ぎている
		自動火災報知設備	A	B	A	C	更新周期を過ぎている

更新周期

- ・受変電設備 : 30年
- ・幹線設備 : 30年
- ・電灯コンセント設備 : 20年
- ・非常用発電設備 : 30年
- ・避雷設備 : 30年
- ・電話設備 : 20年
- ・構内情報通信網設備 : 20年
- ・インターホン設備 : 20年
- ・誘導支援設備 : 20年
- ・テレビ共同受信設備 : 20年
- ・非常放送設備 : 20年
- ・音響設備 : 20年
- ・電気時計設備 : 20年
- ・ITV設備 : 20年
- ・中央監視装置設備 : 15年
- ・自動火災報知設備 : 20年
- ・太陽光発電設備 : 25年

(長崎市公共施設保全計画による)

しおさいの湯施設点検結果報告書 ③機械設備

調査結果報告書

劣化判定 A:劣化小(健全な状態又は特に修繕は必要としない不具合の規模)、B:劣化中(対象建築部位の部分的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模)、C:劣化大(対象建築部位の全面的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模)

経年判定 A:更新周期にはまだ余裕がある、B:更新周期には至っていない、C:更新周期を超えている

(劣化判定・経年判定のランク分けは、「東京都財務局 劣化状況等調査の手引き」による。)

物理的劣化とは、コンクリートや鉄などの材料が、経年と共に劣化していく症状です。

機能的劣化とは、エレベーターなどの機器が最新のものになると新しい機能が付きませんが、元あるものは機能的劣化となります。

社会的劣化とは、ニーズの要望の変化をいいます。

棟	区分	部 位	物理的劣化	機能的劣化	社会的劣化	経年判定	所見	
し お さ い の 湯	機 械 設 備	衛生設備	B	B	A	B		
		給水設備	B	B	B	B		
		排水設備	B	B	B	B		
		給湯設備	B	B	B	C	更新周期間近	
		空調設備	A	A	A	A	令和3年に改修済	
		換気設備	B	A	B	B		
		厨房設備	B	B	B	C	更新周期間近	
		温泉設備	B	A	A	A	令和3年にろ過機改修済	
一部改修済みの設備もあり機能維持は出来ているが、劣化がみられる部分もあります。								

更新周期

- ・衛生設備 : 15～30年
- ・給水設備 : 20～30年
- ・排水設備 : 15～30年
- ・給湯設備 : 15～20年
- ・消火設備 : 15～30年
- ・空調設備 : 20～25年
- ・換気設備 : 20～30年
- ・厨房設備 : 20年
- ・浄化槽設備 : 30年
- ・プール設備 : 15年

(長崎市公共施設保全計画による)

しおさいの湯施設点検結果報告書 ④建築設備

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)

H30.10.29改訂

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 平松 晃一	検査者番号 1
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備 機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に解放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○		1
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○		1
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○		1
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○		1
(5)		風道の取付けの状況	○		1
(6)		風道の材質	○		1
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○		1
(8)		換気扇による換気の状況	○		1
(9)		各居室の換気量	○		1
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	中央管理方式の空調設備 空調設備の主要機器及び配管の外観	空調設備の設置の状況			
(12)		空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(13)		空調設備の運転の状況			
(14)		空気ろ過器の点検口			
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離			
(16)		各居室の温度			
(17)		各居室の相対湿度			
(18)		各居室の浮遊粉じん量			
(19)		各居室の一酸化炭素含有率			
(20)		各居室の二酸化炭素含有率			
(21)		各居室の気流			

2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○		1
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○		1
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○		1
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○		1
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○		1
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○		1
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○		1
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	○		1
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）			
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況			
(11)		換気扇による換気の状況	○		1
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○		1
(13)		機械換気設備の換気量	○		1

3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等				
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	○		1
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	○		1
(3)		防火ダンパーの作動の状況	○		1
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○		1
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○		1
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○		1
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	○		1
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況			

4	上記以外の検査項目等				

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 平松 晃一	検査者番号 1
	その他の検査者		

番号	検査項目等		検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等		○		1
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況		○		1
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○		1
(2)	照度	照度の状況	○			1
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○			1
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○			1
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	○			1
(2)	電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○			1
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池室の外観				
(2)		蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(3)		換気の状況				
(4)		蓄電池の設置の状況				
(5)		蓄電池の性能				
(6)		電圧				
(7)		電解液比重				
(8)		電解液の温度				
(9)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(10)		キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況				
(2)		自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(3)		発電機の発電容量				
(4)		発電機及び原動機の状況				
(5)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(6)		始動用の空気槽の圧力				
(7)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(8)		燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(9)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(10)		自家用発電装置の取付けの状況				
(11)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(12)		接地線の接続の状況				
(13)		絶縁抵抗				
(14)		自家用発電装置の性能				
(15)		電源の切替えの状況				
(16)		始動の状況				
(17)		運転の状況				
(18)		排気の状況				
(19)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	上記以外の検査項目等					

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1(1)	非常用の照明器具	電球無し	電球の取付	
1(2)	非常用の照明器具	本体カバー無し	カバーの取付若しくは本体取替	
2(1)	予備電源	不点灯	本体若しくは予備電池の取替	

物件名： しおさいの湯

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	令和6年2月20日	測定機器メーカー名	KANOMAX ANEMOMASTER LITE		型式番号等	KANOMAX 6006-00
階	室名*注1	必要換気量 (m³/h)	換気方式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判定
①	1階	367.13	一種・二種・三種	天井換気扇	0.00	指摘なし・要是正
②	女子脱衣場		一種・二種・三種	天井換気扇	0.00	指摘なし・要是正
③	女子パウダーコーナー		一種・二種・三種	天井換気扇	0.00	指摘なし・要是正
④	男子脱衣場	367.8	一種・二種・三種	天井換気扇	144.00	指摘なし・要是正
⑤	男子パウダーコーナー		一種・二種・三種	天井換気扇	187.20	指摘なし・要是正
⑥	家族風呂（身障者用）脱衣室		一種・二種・三種	天井換気扇	292.50	指摘なし・要是正
⑦	家族風呂脱衣所	39.96	一種・二種・三種	天井換気扇	127.76	指摘なし・要是正
⑧	家族風呂脱衣所	24.25	一種・二種・三種	天井換気扇	97.34	指摘なし・要是正
⑨	家族風呂脱衣所	24.25	一種・二種・三種	天井換気扇	108.30	指摘なし・要是正
⑩	家族風呂脱衣所	24.25	一種・二種・三種	天井換気扇	103.43	指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。
 注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。
 ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
 ・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
 ・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
 ・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日	令和6年2月20日	測定機器	メーカー名	デジタル照度計	東京光電機	型式番号等	ANA-F9
光源の種類	最低照度の測定場所			最低照度 (lx)		判定	
	階	部屋・廊下等					
白熱灯	1階	プール他		0		指摘なし・要是正	
蛍光灯	1階	階段		0		指摘なし・要是正	
その他(LED)						指摘なし・要是正	

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度 (lx)
地階	階段	別紙図面1	蛍光灯(内)	0
地階	機械室	別紙図面2	蛍光灯(内)	0
地階	機械室	別紙図面3	蛍光灯(内)	0
1階	プール	別紙図面4	白熱灯(内)	0
1階	プール	別紙図面5	白熱灯(内)	0
1階	プール	別紙図面6	白熱灯(内)	0
1階	プール	別紙図面7	白熱灯(内)	0
1階	プール	別紙図面8	白熱灯(内)	0
1階	プール	別紙図面9	白熱灯(内)	0
1階	風除室	別紙図面10	白熱灯(内)	0
1階	大浴場	別紙図面11	白熱灯(内)	0
1階	大浴場	別紙図面12	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面13	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面14	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面15	白熱灯(内)	0
1階	脱衣室	別紙図面16	白熱灯(内)	0
1階	脱衣室	別紙図面17	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面18	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面19	白熱灯(内)	0
1階	前室	別紙図面20	白熱灯(内)	0
1階	大浴場	別紙図面21	白熱灯(内)	0
1階	大浴場	別紙図面22	白熱灯(内)	0
1階	風除室	別紙図面23	白熱灯(内)	0
1階	家族風呂(身障者用)	別紙図面24	白熱灯(内)	0
1階	脱衣室	別紙図面25	白熱灯(内)	0
1階	風除室	別紙図面26	白熱灯(内)	0
1階	喫煙コーナー	別紙図面27	白熱灯(内)	0
1階	休憩ホール	別紙図面28	白熱灯(内)	0
1階	休憩ホール	別紙図面29	白熱灯(内)	0
1階	休憩ホール	別紙図面30	白熱灯(内)	0
1階	リラックスルーム	別紙図面31	白熱灯(内)	0
1階	リラックスルーム	別紙図面32	白熱灯(内)	0
1階	ホール	別紙図面33	白熱灯(内)	0
1階	ホール	別紙図面34	白熱灯(内)	0
1階	売店	別紙図面35	白熱灯(内)	0

